

資金決済に関する法律に基づく利用終了及び払戻し実施のご案内



協同組合同見ショッピングセンターが発行する国見ショッピングセンター商品券は、令和7年9月30日で利用を終了します。

利用期間終了後、商品券をお持ちの方は、資金決済に関する法律第二十条第一項に基づき、次のとおり払戻しを行います。

【払戻しを行う前払式支払手段の種類】 国見ショッピングセンター商品券

【払戻しの申出期間】 令和7年10月1日～令和7年12月30日

【申出の方法】 協同組合同見ショッピングセンターが発行する未使用の
国見ショッピングセンター商品券を事務局に持参

【払戻しの方法】 協同組合同見ショッピングセンターが発行する未使用の
国見ショッピングセンター商品券を事務局に持参し、
住所・氏名を記入し事務局にて即時換金

※当該期間内に払戻しの申出がない場合は、この払戻し手続から除斥されます。

【お問い合わせ先】

協同組合金見ショッピングセンター事務局

〒859-1322 長崎県雲仙市金見町多比良乙4 1 5

TEL 0957-78-2255

受付時間は、午前10時～午後5時まで（土・日・祝日は除く）